



行政の 焦点

働き方改革を推進するための関係法律の整備に

関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法に規定する罰則付きの時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の確実な取得を始めとする改正事項が順次施行される中、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

平成30年12月に下請中

小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基

下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止について

定の改善に関する特別措置法では、他の事業主との取引を行う場合において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが、事業主の努力義務となっております。

準が改正され、親事業者は、①自らの取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう配慮することや、②やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には下請事業者が支払うこととなる増大コストを負担することなどが新たに盛り込まれました。

また、労働時間等の設

用の約7割を占める中小企業・小規模事業者において、着実に実施していくことが必要であり、職場環境の改善などにより「魅力ある職場」とすることで、「人材確保」↓「業績向上」↓「利益増」・「従業員への還元」の好循環をつくり、ひいては、一億総活躍社会を実現していこうというものです。

及び附帯作業の要請などはせず、受注企業の立場を考えた上での適正な発注を行うようお願いいたします。

「働き方改革」は、日本国内雇

を十分に発揮できる環境」と「公正な取引環境」の実現が、大企業・親事業者と下請等中小事業者の双方において「成長と分配の好循環」を実現する上での共通の課題の一つであるとの認識に立ち、厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会が緊密な連携を図りつつ講じる所要の措置を取りまとめたものであり、これらの着実な実施によって大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」を防止することを目的としています。

「働き方改革」への取組は各企業で実施することが必要ですが「しわ寄せ」が生じることによって、下請等中小事業者の働き方改革の妨げとなつてはいけません。「働き方改革」は、日本国内雇

機会の拡大や意欲・能力

方経済産業局に情報提供する

● ● ● 名古屋北労働基準監督署からのお願い ● ● ●

年度末から年度初めの36協定など 各種届出について

年度末から年度初め（3月1日ごろから4月末日ごろ）は、郵送で36協定、就業規則届など各種届出が多数提出され、職員総出で各種届出の受付・郵便返送業務に従事しています。

この時期は、各種届出の到着日から返送まで相当期間を要することがあるので、あらかじめ、ご了承ください。

**（郵送された各種届出は、到着日を受付日として、控えなどに
受付印を押印して返送します）**

お急ぎの場合は、直接来庁し窓口で届出していただきますようお願いいたします。

また、この時期に各種届出の郵便の到着の有無などについて電話などでご照会をいただくことがありますが、

**ご照会の対応により、各種届出の受付・郵便返送業務に著しい支
障をきたすため、回答できませんので、あらかじめ、ご了承いま
す。**

郵便の到着日の把握の必要がある場合は、あらかじめ特定記録郵便などの利用をお願いいたします。

名古屋北労働基準監督署

〒461-8575 名古屋市中区白壁1-15-1

電話 052-961-8653（監督）

労働〇×クイズ ⑥2

問 被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務に起因する負傷に関しては、原則、健康保険から保険給付が行われる。

答えと解説は15ページをご覧ください。



また、労働基準監督署において下請等中小事業者に対して監督指導を実施した際に、労働基準関係法令違反の背景に極端な短納期発注等に起因する下請法等違反が疑われる事案については、公正

取引委員会・中小企業庁に通報する制度も運用されています。公正取引委員会・中小企業庁は、下請法等違反の疑いのある「しわ寄せ」事案の情報に接した際には、厳正に対応することとされています。

「しわ寄せ」等不当な取引が行われることなく、親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組んでいくことができればと願っております。なお、取引関係に係る

問合せ等の窓口として、中小企業庁が各都道府県に「下請かけこみ寺」を開設しています。中小企業の取引上の悩みの相談に企業間取引や下請法などに詳しい相談員が無料で相談に応じていますの

で、お悩みのある場合はフリーダイヤル ☎0120-418-618 「下請かけこみ寺」にご相談ください。